

# 援護基金だより

## 公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階  
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823  
<http://satsu-engojp/>

第26号

2026年

## 援護基金につき、今年もよろしくお願い申し上げます。

日頃から当基金に、ご協力ご支援を頂きありがとうございます。

当基金は昭和58年4月、札幌弁護士会の創立100周年事業の一環として設立され、平成25年度より公益財団法人として新たなスタートを切り、これまで活動を続けております。

その目的は定款にあります、「経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に対して援助を行い、その権利を擁護し社会正義を実現する。」ことです。

皆様にとってその目的に資するとお考えの案件などありましたら、当基金に遠慮なくご相談ください。

組織としては、理事長、常務理事3名と札幌弁護士会担当副会長、同会担当職員により毎月1回常務理事会を開催し、様々な議題について協議、運営しています。また、通常理事会を毎年6月と翌年3月に、定期評議員会を6月、臨時評議員会を翌年3月にそれぞれ開催し、重要事項を審議、議決しております。

令和7年は役員の改選期のため、同年6月開催の評議員会において、理事、監事、評議員の選任、直後に開催された臨時理事会において理事長、常務理事の選任がなされました。任期は、いずれも令和9年の定時評議員会終結までとなっています。

令和7年1月には、監督官庁である北海道による運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査（定期的に行われる訳ではないようです。）が実施されましたが、何の指摘事項もありませんでした。

当基金は、前記目的に沿った援助申請には積極的に援助致します。

現状は、法律相談事業への援護として札幌弁護士会が行う高齢者・障害者等への法律相談、女性のための女性弁護士による無料電話相談などに対して相応の援助を行いました。

もっとも、民事事件及び公益訴訟事件並びに調査研究事業への援護については、新規申請による援助はありませんでした。

さて、当基金の活動資金は刑事贖罪金をはじめとする皆様からの寄付金が頼りですが、令和7年も札幌弁護士会会員数名を通じて贖罪寄付を頂きました。

一般寄付も「弁護士さんに助けられました。これからも頑張ってください。」として一件頂いております。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

もっとも現状は低調であることも事実です。

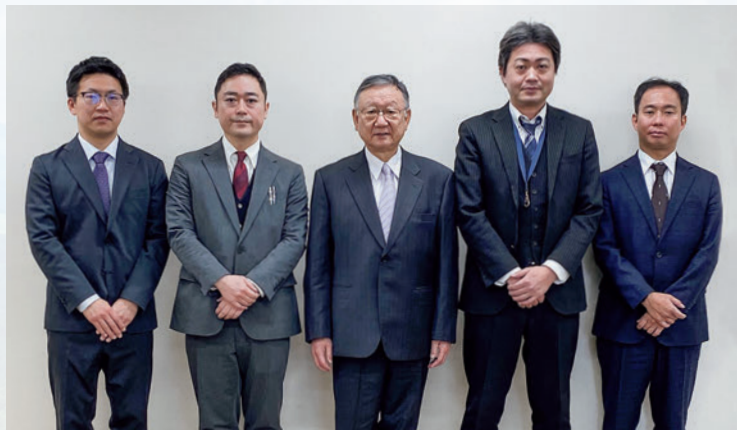
金額の多寡に関わりません。皆様のご寄付をお待ちしております。

今後とも当基金に対し、ご支援、ご協力頂きますようお願い致します。

2026(令和8)年3月

理事長 山崎 博

(公益財団法人札幌法律援護基金)



理事長、当基金の実務を担う常務理事3名と札幌弁護士会担当副会長です。

# 「結婚の自由をすべての人に」訴訟の現在とこれから

弁護士 加藤 丈晴

2019年2月14日、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定の違憲性を争う訴訟を、全国4地裁（東京、大阪、名古屋、札幌）で一斉に提起しました。その後、同年9月には福岡地裁で、2021年3月には東京地裁で（二次提訴）、同様の訴訟を提起しました。これが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟です。

そして、2021年3月17日、札幌地裁は、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果をまったく認めない民法及び戸籍法の規定は、憲法14条1項に違反するとの歴史的な違憲判決を言い渡しました。このことは、2023年度の「援護基金だより」にてご報告させていただいたとおりです。

その後、原告らは札幌高裁に控訴をしました。そして、同高裁は、2024年3月14日、札幌地裁判決及びその後の各地裁判決における違憲判断をさらに一歩進めて、憲法24条1項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み、両性つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当である、と述べて、同条が同性間の婚姻の自由をも保障していることを初めて示しました。その上で、現行民法及び戸籍法の婚姻に関する規定は、憲法24条及び14条に反するとの画期的な判決を下しました。

その後、札幌高裁以外の他の高裁でも、一審判決よりもさらに踏み込んだ違憲判決が相次ぎました。

東京高裁（一次訴訟）は、違憲ではないが違憲状態であるとの玉虫色の東京地裁判決を改め、現行法の婚姻に関する規定が憲法14条1項及び24条2項のいずれにも違反するとなりました。名古屋高裁も同様の判断をしています。

福岡高裁は、憲法14条1項及び24条2項違反のみならず、同性カップルを婚姻制度の対象外とする現行法の規定は幸福追求権の侵害であって憲法13条にも反するものであるとしました。

大阪高裁は、地裁段階で唯一の合憲判決であった大阪地裁の一審判決を覆して、現行法の婚姻に関する規定が憲法14条1項、24条2項に違反するとした上で、同性カップルの法的保護を法律上の婚姻と異なる形式で行うことは、性的指向によって、「その属性に基づく人格的生存の在り方において合理的理由のない差異を設けることになり、法の下での平等の原則に悖る」ばかりか、「新たな差別を生み出す」危惧があると指摘して、違憲状態を解消する方法は、現行法上の婚姻制度を同性カップルにも利用できるようにすること以外にないことを明らかにしました。

ところが、控訴審の最後を締めくくる東京二次訴訟の判決において、東京高裁は、なんと予想外の合憲判決を言い渡しました。この判決は、婚姻を子の生殖と養育を目的とする結合関係とし、「一の夫婦とその間の子」の結合体を社会の基礎的な構成単位となる基本的な家族の姿として想定する現行民法・戸籍法の規定は、現時点でもなお合理的であるとししました。その上で、現行法上の「夫婦」が、法律上の男性である夫と女性である妻と解することには合理性があり、現行法の婚姻に関する規定は、憲法24条、同14条1項のいずれにも反するものではないと判示しました。

しかし、たった1つの合憲判決によって、これまでの違憲判断の積み重ねが崩されることにはなりません。「結婚の自由をすべての人に」訴訟において、これまで12の判決が言い渡され、そのうちの10の判決が違憲判決であるというのは動かしがたい事実です。しかも、合憲とした東京高裁判決ですら、同性婚に関する国会の審議がまったくなされていない現状を指摘した上で、「このままの状況が続けば、憲法13条、14条1項との関係で憲法違反の問題が生じることが避けられない」と述べており、国会の不作为を追認しているわけではないのです。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟のすべての事件で、上告及び上告受理申立てがなされ、舞台は最高裁に移されました。最高裁では、第三小法廷に事件が係属しましたが、近日中に大法廷への回付が見込まれています。その後の審理スケジュールは未定ですが、早ければ2026年中にも弁論が開かれ、判決となるのではないかと予想されています。私たちは、最高裁で、違憲判決は当然の前提として、同性カップルにも、異性カップルと同じ婚姻制度を利用可能にすること以外に、違憲性を解消する手段がないことを宣明した判決を勝ち取るべく、最高裁での法廷戦略を練っています。

皆様におかれましては引き続き「結婚の自由をすべての人に」訴訟に対するご支援をよろしくお願いいたします。 以上



## 常務理事からひとこと

援護基金だより第26号をお届けします。

日頃より当基金へのご支援を賜り、感謝申し上げます。

昨年6月より当基金の常務理事に就任致しました。皆様方から頂戴する寄付金を財源として、当基金の目的である経済的・社会的弱者救済、人権擁護、社会的正義の実現に向けて活動を行っております。

より充実した活動を行うため、皆様方のご寄付等の協力が不可欠ですので、今後とも、当基金に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事 高橋 和征

※ 当基金に対する刑事贖罪寄付及び一般寄付の申込書は、札幌ホームページの会員専用ページ上側の「ダウンロード書類検索」→キーワード「法律援護基金」からダウンロードできます。